

**大規模畑地での農業参入者
(企業を含む) を募集しています**

〈概要〉

地区	平生町尾国地区
規模	集落単位の団地：約12ha
現況	一部荒廢地あり（ほ場整備予定）
備考	栽培品目に応じたほ場整備の予定あり 借受条件：貸付期間10年以上 地代は応相談

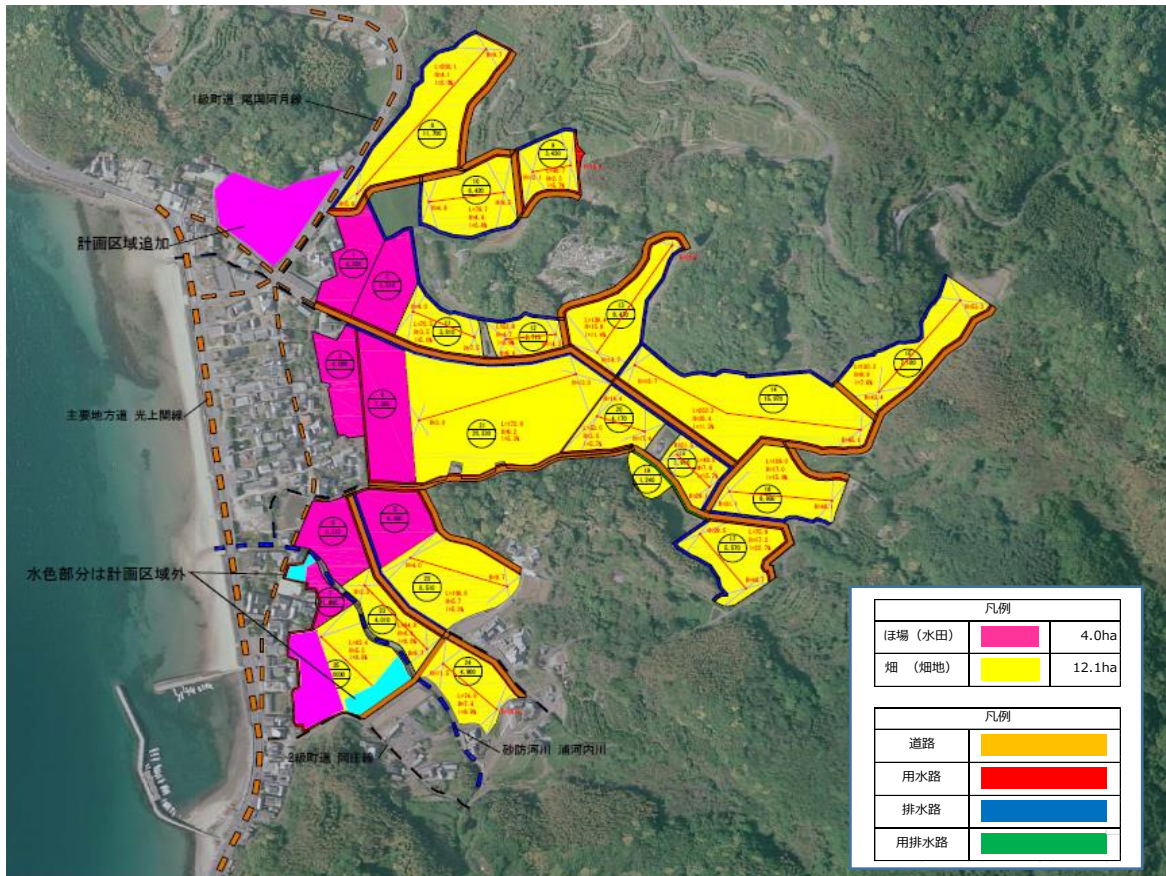


〈農地一覧〉

市町	大字	字	地番	面積(m ²)	地目
平生町	尾国			約12ha	田
(※現状は「田」ですが、ほ場整備にて「畑地」にする予定です)					



ほ場整備計画（案）



項目	コメント
1 総括	<ul style="list-style-type: none"> ・当地区（尾国地区）は瀬戸内海に面した温暖な地域です。 ・水稲及びかんきつが栽培されていましたが、担い手の高齢化に伴い、農地の荒廃が進み集落の住環境も危ぶまれてきています。 ・新たな担い手を受け入れ「農地中間管理機構関連農地整備事業」を導入し、耕作放棄地を含めた農地をほ場整備により整備します。 ・ほ場整備は約16haで、そのうち約4haは地元農家が水稲を栽培し、残りの約12haを畑地化し、新たな担い手に担っていただく計画を立てています。 ・計画当初に位置づけていた畑地栽培の担い手が都合により撤退され、新たな担い手の方を緊急募集しています。
2 ほ場整備	<ul style="list-style-type: none"> ・水稲栽培エリア（地元農家約4ha）と畑地栽培エリア（新たな担い手約12ha）に分けて集約化します。 ・ほ場整備は、新たな担い手が確保でき次第、事業計画を樹立し工事を進めていきます。 ・耕作可能時期は令和12年度を予定しています。（担い手確保の時期により変動します。）
3 作物の選定	<ul style="list-style-type: none"> ・畑地栽培エリアでの作物は果樹類でも野菜類でも構いません。 ・水稲栽培エリアと別れるため、有機農業等でドリフトの心配もありません。
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・平生町は地元住民をはじめ、JAや県農林水産事務所等関係機関とタイアップして当地区の農業振興に取り組んでいます。 ・整備事業のメニューを変更した場合、事業者負担が生じる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。